

評議員及び役員に関する報酬規程

社会福祉法人 慈 福 会

社会福祉法人 慈福会

評議員及び役員に関する報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人慈福会(以下「法人」という。)定款第8条及び第21条の規定に基づき、評議員及び役員(理事及び監事)の報酬等について定めることを目的とする。

(報酬等の支給)

第2条 評議員及び非常勤役員については、業務に応じた報酬を支給する。

(評議員及び非常勤役員の報酬等の算定方法)

第3条 評議員及び非常勤役員に対する報酬の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

(1) 報酬については、別表に定める額とする。

(2) 評議員及び非常勤役員が、職務のために出張したときは、当法人旅費規程に基づき、旅費(交通費、日当、宿泊料)を支給する。

(当法人職員給与との併給)

第4条 法人職員を兼ね、職員給与を支給している役員については、本規定に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

(報酬等の支給方法)

第5条 評議員及び非常勤役員に対する報酬は、当該会議に出席した都度、支給する。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額(源泉所得税額)を控除して支給する。

(公表)

第6条 法人は、この規定をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第7条 この規定の改廃は、理事会の審議を経て、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めるものとする。

附 則 この規程は、令和元年 6月 12 日に制定し、同日より施行する。
平成29年4月1日施行の「役員等報酬規程」は廃止する。

別表1 (評議員・非常勤役員の報酬)

(1) 評議員

	報酬の額
評議員会への出席	日額 3,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	日額 3,000円

(2) 理事

	報酬の額
理事会等会議への出席	日額 4,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	日額 4,000円

(3) 監事

	報酬の額
理事会等会議への出席	日額 4,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	日額 4,000円